



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	主要邦訳「使徒信經(經)(条・條)」訳語・表記・表現上の変遷 : 「慶應4/明治元年～明治28年資料の紹介」を中心に
Author(s)	牧野, 玲子
Citation	基督教学, 23, 1-25
Issue Date	1988-07-18
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/46465
Type	journal article
File Information	23_1-25.pdf



主要邦訳『使徒信經（經）（条・條）』

訳語・表記・表現上の変遷

——【慶應四／明治元年～明治二八年資料の紹介】を中心に——

牧 野 玲 子

序文、「典礼」は、ローマ・カトリック教会に於いて、中心的位置を占めている。それ故、「典礼用語」の変遷を学ぶ事は、教会史の核心に迫る「道程」でもある。また、種々の迫害に耐えてきた日本のキリスト者たちの信仰を『ことば化』した、「神と人間の救いに関するおしえの大意・『使徒信經（經）（条・條）』（『カトリック要理』改訂版・昭和三五年初版発行、カトリック中央協議会、一二〇頁参照）の邦語定式文の研究は、現代に生きる日本のキリスト者に、先人たちとの「信仰に於ける一体感」を持たせ、更に、自らの信仰を「聖なる神の民」（神に呼び集められた者たちの集い＝*EKKLESIA*）のそれとして〈確認〉し〈宣言〉する助けともなろう。

〈時代区分〉について。

「歴史」には幾つかの〈節目〉がある。小論では、各時代に出版された、ローマ・カトリック教会関係の邦訳・邦語著書（要理・教義書、祈祷書、典礼書、聖書、その他の宗教書）を手掛かりにして〈節目〉を設定した。『カトリック大

辭典』昭和一五年、富山房、IV卷・「日本」—X「出版事業」七六頁に、海老澤有道／内山善一両氏は（1）傳統保存時代、安政五年～明治一六年、（2）準備時代、明治一六年～二八年、（3）建設時代、明治二九年～四五年、（4）發展時代、大正二年～昭和五年、（5）統制時代、昭和六年～現在、とし、詳細な解説を載せている。筆者も大筋に於いてこれに従うが、しかし、ここに設定した「論題」と、与えられた紙数の関係から、本稿では、海老澤・内山両氏の時代区分Ⅱ五分割をさけ、邦訳『使徒信經（經）（条・條）』定式文の変化に着目して四分割を試みた。猶、この度は、変化に富む「第一期」に力点を置いてみた。

〔時代区分〕

〔第一期〕いわゆる～切支丹（きりしたん・吉利支丹・キリシタン）用語保存時代～（一八六八Ⅱ慶應四／明治元年～一八八三Ⅱ明治一六）

〔第二期〕日本に於ける『公教會』の準備時代（明治一六年～同二八年）

〔第三期〕『明治二八年定式文』（耶穌基督降生二千八百九十五年ノ東京司教會議ニ於テ四教區ノ指定書『公教要理』に採択された『使徒信經』とその僅かな変更の時代（一八九六Ⅱ明治二九年～一九六二Ⅱ昭和三七年）

〔第四期〕第二ヴァティカン公会議とその後（一九六三Ⅱ昭和三八年～）

第一章 〔第一期〕いわゆる～切支丹（きりしたん・吉利支丹・キリシタン）用語

保存時代～（一八六八Ⅱ慶應四／明治元年～一八八三Ⅱ明治一六年）

日本ローマ・カトリック教会内での『使徒信經（經）（条・條）』邦訳の歴史はふるい。キリスト教関係文書・著書等の訳業について、プロテスタントの兄弟姉妹とカトリック教会とを比較すると、聖書の翻訳・研究に関しては確

かに前者の方が先駆者であり多大な成果を上げてもある。この事實は、日本のキリスト教会内部だけではなく、広く一般に認められている。これに対して、ローマ・カトリック教会は、その歴史の始めから、要理（教義）書並びに祈祷書の普及に尽力して来たと云える。この現象は、「組織としての教会共同体」に於ける聖書使用に関する方針が、互いに異なっていた事を示すものであろう。（事實、従来のローマ・カトリック教会訳聖書は、地域所轄の教会権限所持者——当該教区長によって認可されたものであって、ローマ使徒座認証による邦訳「規範版」ではなかった^{④1}。）明治元年から一九七八年の邦訳規範版『ローマ・ミサ典礼書』発行までの、約一一〇年間、日本のローマ・カトリック教会は、主に三つの邦訳『使徒信經（經）・（条・條）』定式文を公にした。即ち、「第一期」（一）②—i）慶應四（一八六八／明治元）年プティジャン版『聖教初學要理』に記された「キリシタン用語」使用の定式文及びこの系統のもの、「二」②—ii）明治八（一八七五）年プティジャン版『聖教初學要理』信經之解に記載されている、①慶應元（一八六五）年ムニクウ版『聖教要理問答』の影響を受けた定式文（『「キリシタン用語」と「漢語」の混用定式文」でも言っておこう）、〔第二期〕〔第三期〕〔三〕明治二八年定式文——第二回教会會議の決定に基づいて出版された「耶穌基督降生一千八百九十五年ノ…四教區ノ指定書『公教要理』」に採用されたもの、である。これらは、およそ次の様な要理（教義）書及び祈祷書の、翻訳活動とその成果、の中に見いだし得る。

〔第一期〕邦訳『使徒信經（經）・（条・條）』定式文に関する主要參考資料

①『聖教要理問答』（一八六五＝慶應一年版）＝ジラル（P. S. B. Girard M.E.P. = Missions Étrangères de Paris. パリ外国宣教会）一八二一＝文政四）一八六七＝慶應三／ムニクウ編（P. Mounicou. M.E.P.）一八二五＝文政八）一八七一＝明治四。

②—i『聖教初學要理』（一八六八＝慶應四年八月版）＝プティジャン（伯爾納鐸）准。（Bernard T. Petitjean. M.E.P.）一八二九＝文政一二～一八八四＝明治一七年一〇月七日／ローケニ^テローカニ^テロカイ（J. M. Laucaigne. M.E.P.）一八三八＝天保九～一八八五＝明治一八。

*『聖教日課』（一八六八＝明治元年一〇月版）＝プティジャン（伯爾納鐸）准。

※一八六八年九月八日＝「明治元年」と改元。

②—ii『聖教初學要理』信經之解（一八七五＝明治八年版）＝プティジャン（べるなと）准。

③『光福教導』（一八七七＝明治一〇年版）＝ド・ロ（M. M. de Roiz. M.E.P.）一八四〇＝天保十一～一九一四＝大正三。

*『^{増補}改正聖教日課』（一八八二＝明治一五年版）＝日本南方聖公會梓。

④『切支丹の聖教』（一八八三＝明治一六年版）＝プティジャン（倍瑠儼腰努）准。

※第一章では、これらの中から、①・②—i・②—iiの三資料を選び、論述する。

猶、本稿に於ける各「定式文比較対照一覧」では、必要に応じて番号並びに次ぎの略記号を使用する。

・資料指示番号

I。＝規範版『ローマ・ミサ典書』一九七八年（使徒信条）。

D.S. 30 = Ordo Romanus baptismalis. (O.R.XI ed. Andrieu=VII ed. Mabillon)＝『ローマ洗礼儀式書』（マンデリヤー版十一、マビヨン版七）。

①＝慶應元（一八六五）年ムニクウ版『聖教要理問答』。

※ラテン語・ポルトガル語の表記及び邦訳は原則として、海老澤有道校註『どちらいなきりしたん』（昭和二五年初版・岩波文庫）、『南蛮寺興廢記（その他）』（昭和三九年版・東洋文庫14 平凡社）に付されている「洋語略解」を参照した。

②—iと②—ii定式文間に於ける比較対照一覧。

D.S. 30 [art 1] [—] *Credo in 5. Deum 4. Patrem 1. omnipotentem, 3. creatorem 2. caeli et terrae,*

I。〔二條〕『2. 天〔—〕地の 3. 創造主、1. 全能の、5. 神である 4. 父を〔—〕信じます。』

②—i) 1. 万事叶い玉ふ／ 2. 天〔—〕地を 3. つくらせ給ふ〔—〕／ 4. *御親〔—〕 5. *天帝様〔—〕。

②—i) ④ 4 *おんおや 5 *でうすさま

②—ii) 1. 萬事叶ひ給ふ 2. 天〔—〕地を 3. 造らせ給ふ〔—〕 4. *御父〔—〕 5. *天主〔—〕。

②—ii) ④ 4 *おんおや 5 *でうす

D.S. 30 [art. 2] et [—] 5. in Iesum Christum, 2. Filium 1. eius unicum, 4. Dominum 3. nostrum,

I。〔二條〕〔—〕 1. 父のひとり 2. 子、3. わたしたちの 4. 主イエズス・キリストを〔—〕信じます。

②—i) 〔—〕 1 *其御壹人の 2. 子／ 3. 我等の／ 4 *御主 5. ぜすすきりしと／...

②—i) ④ 1 *そのおんひとりの 4 *おんあるじ

②—ii) 〔—〕 1 *其獨の 2 *御子 3. 我等の 4. 御主 5 *耶穌基利督

②—ii) ④ 1 *そのひとりの 2 *おんこ 5 *ぜすすきりすと。

D.S. 30 [art. 3] qui 2. [-] conceptus est 1. de Spiritu Sancto, 5. natus 4. ex [-] Maria 3. Virgine,

1. [三條] [-] 主は 1. 聖靈によって 2. [-] 人となり、 3. おとめマリヤから生まれ

②—i) [-] 1. すびりとさんとの / *御奇特を以て / 2. [-] 屋どらせたまふ 3. ぶりぜん 4. さんたまり
やより / 5. 生れいでさせたまふ / .

②—i) ① * じきへへ

②—ii) [-] 1. * 聖神の御奇特を以て 2. [-] * 孕らせ給ひ 3. * 童貞 4. * 聖(マリヤ)より 5. 生れ出させ
給ふ .

②—ii) ① すびりとさんとの 2. やど 3. びるじん 4. さんた

D.S. 30 [art. 4] 3. passus 2. sub 1. Pontio Pilato, 4. crucifixus, 5. mortuus et 6. sepultus, 8. descendit
7. ad inferna (Cat. Brev. inferos) ② Cat.=Catechismus Romanus (一五六四)『ローマ教理書』(一五六六出版
一五六八改正)° Brev.=Breviarium Romanum (一五六八)『ローマ聖務日課』(一五六八改正)°

1. [四條] 1. ポンテオ・ピラトの 2. もとで 3. 苦しみを受け、 4. 十字架につけられて 5. 死に、 6.

葬られ、 7. 死者のもとに 8. 下り、

②—i) 1. ばんしよひらとの 2. * 下において、 3. かしゃくを / うけ 4. くるすに / かゝり / 5. 死し給ふ、

6. [-] * 石の御棺に / おさめられながら / 7. [-] * 大地の底に / 8. くだらせたもふ、

②—i) ② * した 6. * いしのみくわんに 7. * だいぢのそこに

②—ii) 1. (ボンシヨピラト) の 2. * 下に於て 3. * 呵責を受け、 4. * 十字架に懸られ 5. 死し給ふ 6. [-]

石の御棺に * 納められながら 7 [一] * 大地の底に 8 * 降らせ給ひ、
②—ii) ③ 2. もとにおいて 3. か志やくをうけ 4. くるすにかけられ、 6. おさめ 7. だいぢ 8. くだら
せたまひ

D.S. 30 [art 5] [一] 2. tertia die 3. resurrexit a mortuis.

I. [五條] [一] 2. 三日目に 3. 復活し、 [一]

②—i) 1. [一] 夫より 2 * 三日目に / 3 * 蘇生せたもふ [一] /

②—i) ③ 2 * さんにちめに 3 * よみがゑらせ

②—ii) 1 [一] 夫より 2 * 三日目に 3. 蘇生らせ給ふ [一] .

②—ii) ③ 2 * みつかめに

D.S. 30 [art. 6] 2. ascendit 1. ad caelos, 6. sedet 5. ad dexteram 4. Dei 3. Patris [一] omnipotens,

I. [六條] 1. 天に 2. 上つて、 [一] 全能の、 4. 神である 3. 父の 5. 右の 6. 座に着き、

②—i) 1. 天に 2. あがらせたもふ [一] 3. 御親 4 * 天帝の / 5. おんみぎに / 6 * 備わり座したもふ .

②—i) ③ 4 * ルビなし、 6 * そなわり

②—ii) 1. 天に 2 * 上らせ給ひ [一] 3 * 御父 4 * 天主の 5 * 御右に 6 * 備り坐し給ふ

②—ii) ③ 2 * あが 3 * おんおや 4 * でうす 5 * おんみぎ 6 * そなわ

D.S. 30 [art. 7] 1. inde 5. venturus est (PsG: -) 4. iudicare 2. vivos 3. et mortuos. ③ PsG.=Psalterium

“Papae Gregorii” latino-graecum (13C. の写本)『教皇グレゴリウスの詩編集』(ラテン・ギリシヤ語版)

I. [七條] 1. [一] 2. 生者 3. と死者を 4. 裁くために 5. 来られます。

②—i) 1. 是からハ／2. 活たる人／3. 死したる人も 4 *御たゝし玉わんが為に 5 *天降らせ玉ふ・

②—i) ④ 4 *おんただしたまわんがために、 5 *あまくだらせたもふ

②—ii) 1. 是からハ 2. 生きたる人も 3. 死したる人も 4 *糺し給わん為に 5. 天降らせ給ふ・

②—ii) ④ 4. ただしたまわんために

D.S. 30 [art. 8] [一] Credo in I. Spiritum Sanctum,

I. [八條] 1. 聖靈を [一] 信じ、

②—i) 1. すびりとさんとを [一]／

②—ii) 1 * 聖神 [一]・

②—ii) ④ 1. * すびりとさんと

D.S. 30 [art. 9] (Cat: Credo) 2. sanctam Ecclesiam I. catholicam, sanctorum communionem, ④ Cat.=

Catechismus Romanus『ローマ教理書』(一五六四／一五六六出版／一五六八改正)

I. [九條] ([一]) 2. 聖なる 1. 普通の 2. 教会、 3. 聖徒の 4. 交わり、

②—i) ([一]) 1. かとりかにてまします 2. さんたゑきれんじヤ／3. さんとすの 4. こむによ／

②—ii) ([一]) 1 * 公なる 2 * 聖會 3 * 諸聖の 4 * 通功を・

②—ii) ③ 1 * かとりか 2 * さんたあけれ志や 3 * さんとすの 4 * こむによを

D.S. 30 [art. 10] 2. remissionem 1. peccatorum,

I. [一〇條] 1. 罪の 2. ゆるし

②—i) 1 * 科の 2. おんゆるしを／

②—i) ③ 1. * とがの

②—ii) 1. 科の 2 * 御赦を

②—ii) ③ 2. * おんゆるしを

D.S. 30 [art. 11] 1. carnis 2. resurrectionem,

I. [十一條] 1. からだの 2. 復活

②—i) 1. にくしんに／2. よみがあらせたまふ

②—ii) 1. * 肉身に 2. * 復活らせ

②—ii) ③ 1. * にくしんに 2. * よみがへらせ

D.S. 30 [art. 12] (ORA: et) 2. vitam 1. aeternam [—]. ③ ORA=Ordo Romanus antiquus (10C.)=『田村—

マ儀式書』

I. [一二條] ([—]) 1. 永遠の 2. いのちを 3 [—] 信じます。アーメン。』

- ②—i) (〔—〕) 1. おわりなき 2 *御命を／3 〔—〕まことに／〔—〕信じ奉るあめん』
 ②—i) (〔—〕) 2. *おんいのちを
 ②—ii) (〔—〕) 1. 終りなき 2 *壽を 3 〔—〕誠に信じ奉る*亞孟・
 ②—ii) (〔—〕) 2. *いのちを、 3. *あめん』

日本ローマ・カトリック教会は、第一期（一八六八＝慶應四／明治一～一八八三＝明治一六年）に、『聖教初學要理』を一〇回出版した(註2)。これらは、出版年代の違いによって、同一著者による「要理（教義）書」でありながら、全く別な二つの姿をとる。②—iと②—iiは、その好例である。両者間にみられる際立った違いは、前者がひらがな書き「ぎりしたん用語」を主体としているのに対して、後者には原語の漢訳・漢字表記及び音標文字の挿入が目立つ。②—iiの中表紙には、「費畧降生壹千八百七拾五載録、『聖教初學要理』信經之解、全冊、大日本司教べるなるど准」とあり、傍線部分には変体仮名＝草仮名を用いている(註3)。必要に応じて右左に「ルビ」を付し、「ぎりしたん用語」と「漢語」を併用しているのも②—iiの特徴と言えよう。②—iから②—iiへの移行を理解する為には、この二つのプティジャン版と「(ジラルル／ムニクウ版) ①『聖教要理問答』(耶穌降生後一千八百六拾五年)」とを比較検討し、相互の関連を知る必要がある。

猶、以下の対照表は、出版年代順(①～②—i～②—ii)ではなく、筆者の意とするところを補完する為に「定式文の変遷」に留意して作成されている。

〈註. この表では④は原本の右付ルビを、⑤は左付ルビを示す。〉

②—i 「けれどものおらすしよ」(上欄外註ニ、「おらすしよ」經と同じ、トアル＝Credo-Oratio＝使徒信經―祈祷)

① 「宗徒之信經」(㊦)「そうとのしんきやう」

② — ii 「信經」(「經」を併用)(㊦)「しんきやう」㊦「けれどのおらしよ」

一條・条

② — i 「万事叶玉ふ：御親天帝様」(㊦)「ばんじかないたもー：おんおやでうすさま」上欄外註ニ、「天帝」天主と同じ、トアル＝Deus＝神)

① 「我は全能有て：天主父を信じ」(㊦)「己れーせ」(濁点なし)んのうあつ(りを併用)ー：○○ふーしんー」他頁には㊦「てんしゅ」が有る。「我：を信じ」＝二カ條も同じ。

猶、「ーを信じ」を、12回用い、各条に付している＝①の特徴。

② — ii 「萬事叶ひ給ふ：御父天主」(㊦)「ばんじかなーたまー……おんおや㊦でうす」。旧漢字・旧仮名使い採用。

二ヶ條・条

② — i 「其御老人の子我等の御主ぜすきりしと」(㊦)「そのおんひとりこわれらーおんあるじー」

① 「我人間の主とて聖子耶穌基督を信じ」(㊦)「己れにんげんー志うー○○ゑそうき×すとー志んー」。「聖子」＝他頁に㊦「せいし」の例あり。「?」＝「利」なし＝他頁も同じ。①の特徴か。「耶穌基督」＝音標文字使用)

② — ii 「其獨の御子我等の御主耶穌基督」(㊦)「そのひとりーおんこわれらーおんあるじぜすゝきりすと」＝音標文字使用)

三ヶ條・条

② — i 「すびりとさんとの御奇特を以て屋どらせたもふびりぜんさんたまりやより」(㊦)「……ーごきどくーもつーや……ー」

① 「耶蘇乃聖神によりて降孕せられて瑪利亞といへる童女に」(㊦)「多そう—せいしん—……こふよう—まりや—どうによ—」他頁に「せいじん」の例あり。「耶蘇」「瑪利亞」音標文字使用。他頁に「瑪利亞」に「聖」をルビなしで冠する例／「童身女」(㊧)「どうしんによ」の例あり。

②—ii「聖神の御奇特を以て孕らせ給ひ童貞聖(マリヤ)より」(㊦)「すびりとさんと—㊧)ぎきどく—もつてやど—たま—㊧)びるじんさんた—」「マリヤ」を()付で記す。||ラテン語固有名詞を片仮名書きし()を付す表記方法||

②—iiの特徴。

四ヶ條・条

②—i「ぼんしよひらとの下においてかしくくをうけるすにかゝり：死し給ふ石の御棺におさめられながら」(㊦)「—した—し—たも—いし—みくわん—」

①「般爵比辣多と云太守の時に當里て難を受十字架に釘せられて死し終に埋められたる事を」(㊦)「ぼんしよびらと—いふたいしゆ—とき—あた—なん—うけ〇じか—くぎ—志—つい—うづ—こと……」、「般爵比辣多」音標文字使用。
②—ii「(ボンシヨピラト)の下に於て呵責を受け十字架に懸られ：石の御棺に納められながら」(㊦)「(三ヶ條に同じ)—もと—か志やく—う—㊦)くるす—㊦)かけ—いし—みくわん—おさ—」

五ヶ條・条

②—i「大地の底にくだせたまふ夫より三日目に蘇生せたまふ」(㊦)「だいぢ—そこ—それ—さんにちめ—よみがあら—」

①「地獄乃処へ御降され第三日には死者の中より御生返り玉ふを信じ」(㊦)「ぢごく—ところ—〇くだ—だい〇〇—ハ志しや—うち—〇いきかへ—〇—しん—」(「夫より」||①になし)(「死者の中より」||①のみにあり)

②—ii 「大地の底に降らせ夫より三日目に蘇生らせ給ふ」(㊦)「だいぢーそこーくだーそれーみつかめーよみがへーたまー」

六ヶ條・条

②—i 「天にあらせたもふ御親天帝のおんみぎに備わり座したもふ」(㊦)「てんーおんおや○○ーそなーざー」

① 「天に御登られて全能有天主父の右に御座志て在しますを」(㊦)「○○ーのふーせんのおあり○○ふー○○ーござーおわー」

②—ii 「天に上らせ給ひ御親天主の御右に備り坐し給ふ」(㊦)「てんーあがーたまーおんおや㊦でうすー㊦おんみぎーそなわーざーたまー」

七ヶ條・条

②—i 「是からハ活たる人死したる人も御たゝし玉己んが為に天降らせ玉ふ」(㊦)「これーいきーひとしーひとーおんーたまーためーあまくだーたまー」

① 「世終りて後天より來りて生死者を御審判せられ玉ふを信じ」(㊦)「よおハーのち○○ーきたーせうし○○ー志んばん」
〈他頁に「せんばん」の用法もある〉——○○ーしんー」(㊦)①では「天より來りて」が先行する

②—ii 「是からハ生きたる人も死したる人も糺し給わん為に天降らせ給ふ」(㊦)「これーいきーひとしーひとーたゝーたまーためーあまくだーたまー」

八ヶ條・条

②—i 「すびりとさんとを」

① 「聖神を信じ」(㊦)「せいしんー志んー」

②—ii「聖神」(㊦)「すびりとさんと」

九ヶ條・条

②—i「かとりかにてましますさんたゑきれんじやさんとすのこむによ」

①「聖にして公なる教會乃有事を諸聖人の功を相通志る事を」(㊦)「〇—こう—きやうくわい—ある〇—志よせいじん—こう—あいふう—〇—」

②—ii「公なる聖會諸聖の通功を」(㊦)「かとりか—さんたゑけれ志やさんとす—こむによ—」
一〇ヶ條・条

②—i「科のおんゆるしを」(㊦)「とが—」

①「罪乃赦を信じ」(㊦)「つみ—志や—志ん—」

②—ii「科の御赦を」(㊦)「とが—おんゆるし—」

一一ヶ條・条

②—i「にくしんによみがゑらせたまふ」

①「肉身乃活返らん」(㊦)「にくしん—いきかへ—」

②—ii「肉身に復活らせ」(㊦)「にくしん—よみがへ—」

一二ヶ條・条

②—i「おわりなき御命をまことに信じ奉るあめん」(㊦)「—おんいのち—しん—たてまつ—」

①「常生救信志るものな里阿孟」(㊦)「ぢやうせう—しん—あめん—」

②—ii「終りなき壽を信じ奉る亜孟」(㊦)「おわ—いのち—まこと—しん—たまつ—あめん—」

②—ii『聖教初學要理』信經之解（明治八年版）は、前二書同様、手書き（木版と思われる）和綴書である。その体裁も両書とほぼ同じである。当時の日本教区長ジラル師の企画によるムニクウ版『聖教要理問答』はプティジャン版『聖教初學要理』より先きに出版されながら、明治一五年頃まで、きりしたん用語併用本の継続出版をゆるした。これは、一重に司教プティジャンの配慮による。『プティジャン司教書簡集』一八六五年聖母月の一日付第十七書簡には、『ムニクウ師のカトリック要理は軌道にのって来ました。……しかし彼が、それをぜんぶひらがな（Hira Kana）で書かないで候文（Sou rou bun）で書いたのは残念でした。信徒たちは、彼が書いたままのものを一語も読むことが出来ません。』と記されている。同月二九日付第二一書簡は、教区長ジラルに対して、『ラテン語とポルトガル語の用語の問題に関してローカニユ師と私は、残念ながら親愛なるムニクウ師の意見は実行できないのではないかと、思っています。漢字は、文学とか日本人の学者のためには非常によいのです。私はその事については異議を申し立てません。けれども、それは信者たちの場合にはあてはまりません。人の話によると、六千から七千人の信者がいるのに、特別に勉強した人は一人もありません。極く少数の人が簡単な「ヒラガナ」を読むことが出来ます。彼らの使っている言葉を、彼らから取り上げてしまうことは、私たちを彼らのものと全く違った宗教の指導者のように思わせてしまうことです。』（傍線は筆者の書き入れ）と訴えている。一八六五年三月十七日の出来事『信徒発見』以来、プティジャンのもとに、潜伏クリシタン達によって多くのオラシヨや教理書の（写本）断片が届けられた。彼は、これら貴重な資料に彼が考案した番号及び彼独特のローマ字表記（プティジャンは、きりしたん達の住む「地名」が外部者（特に、官憲）に知られる事を警戒して、「逆」に記述した。例えば「五島」=otog, 但し「江戸」=Yedoの例もある）を付して、横浜のジラルに忠実に報告し続けた。プティジャンにとって「キリスト教徒」とは、外ならぬ（無学ともいえる）彼らなのであった。それに対してジラルは、一八五八—安政五年の開港に伴い、日本教区長に任命

され、外国人居留地に住む、言わば「異邦人（非キリスト教徒日本人）の使徒」であった。当時まだキリシタン禁制下にあった日本で、ある程度の知的レベルに達し好奇心に満ちたこれらの「異邦人」にだけ接していた彼には、プティジャンの布教方法は、理解し難いものだった。（この問題に関しては、ヨハネス・ラウレスの論文『プティジャン教とキリシタン伝統』カトリック研究第二十巻第二号、昭和十五年三月二六日発行、岩波書店、が触れている。猶 Francisque Marnas 著『LA "RELIGION DE JÉSUS" (IASO JAKYŌ) RESSUSCITÉE AU JAPON. Paris. 1906』久野桂一郎訳『日本キリスト教復活史』一九八五年、みすず書房、第二篇第二章「一八六六年」に詳しく記されている。特に二七四頁上段の引用文は、プティジャンの気持をよく表している。「一月初めにジラルからプティジャン宛にムニクウの公教要理③三〇部が送られ、やがて五〇部が追送されてきた。これは、長崎の宣教師に言わせると、へ日本語の姿をした」スチュウエンの公教要理だった。『我々が何度も送った資料をムニクウが受け入れなかったのは、なんとという不幸なことか。彼の公教要理が、キリスト教の教義を知りたがっている気の毒な魂にそれを広めるのに大いに役だっただけであつたのです！』しかし、そうではありませんでした。横浜の宣教師は日本の異教徒をまとめて改宗させることを考え、それらの者たちのために我が切支丹を犠牲にしたのです」と彼らは言った。プティジャンはこの公教要理を配布しないでしまっておき、……布教聖省の決定を待った。」

③ この書が小論中の①『聖教要理問答』一八六五〥慶應一年版である。他方既に「（プティジャンは）切支丹同士が使う言葉を用いて公教要理③を編集する仕事をローカニユと熱心に行っていた。彼はローカニユと、彼がもっている古い写本を調べ、昔の宣教師が使っていた語法や文法さえもできるだけ使っていた。」（同書二七二～二七三頁）

④ この書が小論中の②—i『聖教初學要理』一八六八〥慶應四（明治一）年版である。②—iと②—iiとに見られる相違は、二つの『聖教日課』（明治元年版と同一五年版）にも認め得る。『使徒信經』定式文に限って言えば、前者

の中で漢字を使用している箇所は、㊦「天帝」(ルビなし)・「御主人」(おんひとり)・「子」(こ)・㊧「御棺」(みかん)・「玉ふ」(たもふ)・「三日」(さんにち)・「人」(ひと)・「御」・「死」(ルビなし)のみで、あとはすべて「ひらがな」表記である。㊨「天帝」にルビが付いていないのは恐らく読み方の固定化(「でうす」)を示すものであって、「御」・「死」の場合とは区別すべきであろう。また(かん)・(たも)では発音通りのルビ付け法を採用しており、最も日常的な印象を与えている。当時、少しでも学問をした者であれば、旧仮名使いを良しとした筈である。これに対して後者の体裁は、②—iiのものに極似している。「御作者聖父」(ごさくしや*おんおや)・「天主」(てんしゆ)・「御一子」(おんひとりこ)・「御主耶穌基利斯督」(おんあるじぜすすきりしと)・「聖靈」(*すひりとさんと)・「奇特」(きどく)・「童貞」(どうてい)・「聖」(せい)・「在官」(ざいくわん)・「十字架」(じふじか)・「聖公會」(せいこうくわい)・「諸聖人の相通切」(しよせいじんのあいふうこう)等、(*二種類の右付ルビを除いて)確実に「漢語・漢字」主体の書に変化している。

〔第二期〕第三期 邦訳『使徒信經(經)・(条・條)』定式文に関する主要参考資料

⑤『彌撒拜聴幼の導き』(一八八六〥明治一九年版)〥廣瀬源八編纂(長崎)

⑥『公教釋義』(明治一七・横浜・日本北緯公教會2冊、明治一九・二版/明治二〇上・下初版 *一八八九〥明治

二二・日本北緯公教會再版、*一八九七〥明治三〇・三版、東京大司教伯多祿瑪利亞出版認可/明治三一・2冊)〥

ブローテラン(Marie C. A. Broelande) *相互に異なった邦訳『使徒信經(經)・(条・條)』定式文を基にしてい

る。明治二二年版上巻、五十五丁以下参照、第一之部、即可信事、〥信經の条項に従った教理(義)解説、但し定式文の記載は無い。明治三〇年版上巻、五十四丁、第一之部、即可信事、に『使徒信經』定式文が記載され、各条項に

ついでに解説が続く。但し内容は明治三十二年版と同じ。

⑦「明治三十二年十二月ノ救世主降生一千八百八十九年十二月再刷『公教要理』」

⑧「耶穌基督降生一千八百九十五年ノ東京司教會議ニ於テ四教區ノ指定書『公教要理』」

※第二章では、これらの中から、⑤⑦⑧の三資料を選び、略述する。

〔参考資料〕

⑦『公教要理』明治三十二年十二月ノ救世主降生一千八百八十九年十二月再刷北緯日本聖會司教伯多祿瑪利亞・九十一丁・参照。*（ ）『要注意箇所の右付ルビ』

○信經。万事叶ひ給ふ。天地を造らせ給ふ。天主聖父（てんしゅせいふ）を信じ奉つる。其獨一の聖子（そのひとり—せいし）。我等の御主耶穌基督。聖神（せいしん）の奇特を以て孕らせ給ひ。童貞（どうてい）まりやより生れさせ給ひ。ぼんしよ、びらとの下に於て呵責を受け。十字架に懸られ死し給ひ。石ノ御棺に殮（おさめ）られ給ひ。古聖所（こせいしよ）に降らせ給ひ。三日（みっか）めに蘇生らせ給ひ。天に上らせ給ひ。萬事叶ひ給ふ天主聖父の御右に。坐し給ひ。生たる人死したる人を亂し給はんが為に。天降らせ給ふを信じ奉つる。聖神。公なる聖會諸聖人の通功（かとりか—せいくわいしよせいじん—つうこう）。罪の御赦。肉身の復活（よみがへり）。終りなき命を信じ奉つる。亞孟。

〔参考資料〕

第二回教會會議（明治二八年四月二八日、於東京）出版「耶穌基督降生一千八百九十五年ノ東京司教會議ニ於テ四教區ノ指定書『公教要理』（『天主教要理』）三頁、第一部 信すべき事『使徒信經』」

- 〔第一條〕
われ天地の創造主、全能の父なる天主を信ず、
又其御獨子、我等の主イエズス・キリスト、
即ち聖靈に由りて孕り、童貞マリヤより生れ、
ポンシヨ、ピラトの管下にて苦を受け、十字架に釘られ、死して葬られ
古聖所に降りて三日目に死者の中より蘇へり、
天に昇りて全能の父なる天主の右に座し、
彼處より生ける人と死せる人を審かん為に來り給ふ主を信ず、
我は聖靈、
聖公會、諸聖人の通功、
罪の赦免、
肉身の復活、
終なき生命を信じ奉つる、アーメン
- 〔第十二條〕

第二章 〔第二期〕日本に於ける『公教會』の準備時代（明治一六～同二八年）～〔第三期〕

『明治二八年定式文』とその僅かな変更の時代（明治二九～昭和三七年）

明治二二年二月十一日『大日本帝国憲法』発布に伴い、「条件付信教の自由」が認められ、キリスト教会も「公認」時代を迎えた。この時期を境に、日本ローマ・カトリック教会の出版物も次第にシナで出版された「天主教」教理書

(訓点本、和訳本) 系統のものが目立つ様になる。例えば『眞道自證』三島良忠訓(明治一九―一八六八年)出版の原本は、沙守信(Emerie de Chavagnac)著(初版一七八年・上海)一八六八年・上海―慈母堂刊である。ところで、同年出版の廣瀬源八編纂『彌撒拜聴幼の導き』は、「ギリシタン用語」(左付片仮名ルビ使用)併用の一例である、すなわち「信經」(㊤「しんけう」㊦「ケレド」)／「聖神」(㊤せいしん」㊦「スピリトサント」)／「童貞」(㊤「どうてい」㊦「ウ井ルジェン」)／「ばんしよ、びらと」―仮名書／「十字架」(㊤「じうじか」㊦「クルス」)／「古聖所」(㊤「こせいしよ」㊦「リンボ」)／「公なる聖會諸聖人の通功」(㊤「かとりか」―「せいくわいしよせいじん―つうこう」

㊦「サンタエクレジヤモロモノサントス―コンムニヲ」・傍線部分は例外的用法と思われるが、他頁にも「公なる聖會」(㊤「かとりか」―「せいくわい」㊦「サンタ、エクレジヤ」)／「諸聖人の冠なる耶穌」(㊤「モロモノノサントス」)とあるので、これは本書の特徴と言えよう。これに対して「天主聖父」(㊤「てんしゅせいふ」)但し六ヶ條『天主聖父』(㊤「てんしゅせいふ」㊦「オンオヤ」)のうち、「天主」―「てんしゅ」は他頁でも固定しており、本書にはもはや「でうす／デウス」読み及びルビは存在しない。他頁を瞥見しただけでも、「大主」(㊤「たいしゅ」㊦「オンアルジ」)／「恩謝奉獻」(㊤「おんしやほうけん」㊦「ランレイサ、ゲ」)の類いの一層漢語的単語が豊富な事に気付くであらう。ただ、「聖父―聖子―聖神」(㊤「せいふ―せいし―せいしん」㊦「パーテル―ヒ(フィ)リヨ―スピリトサント」)／「聖寵」(㊤「せいちゃう」㊦「ガラサ」)等「ギリシタン用語」も多い。日本が明治政府によって統一され、対外的にも一国家として処していく時代になったこの時、このような現実には、『公教會』に一考を促したにちがいない。事実、明治二年六月一日、長崎で開催された「第一回司教会議」は、全国的構想で、新祈祷書を発行する事を企画したのである。第二回教会會議(明治二年四月二八日、於東京)が出版した「耶穌基督降生一千八百九十五年ノ東京司教會議ニ於テ四教區ノ指定書『公教要理』(『天主公教要理』)」はこの結実といえる。これ

以来、明治九年～明治二四年の間に分割・誕生した東京・長崎・横浜・函館の四教區即ち日本全国の『公会』は、公的に認可された同一邦文の『使徒信經』を持つに至ったのである。規範版『ローマ・ミサ典書』（一九七八年）が出版されるまで、（極僅かな変更を除けば④）公式認可の『使徒信經・条』定式文邦訳の変遷に関して、特記すべき点は無い。

④1. 1. 高橋五郎訳・*スタイヨン M. Seichen 原訳口述／ヘル・ベリ協力、『聖福音書』上・下（明治二八、三〇）『恐らく初代東京大司教伯多祿瑪利亞 Pierre M. Osoul. + 1906 明治三九）オズーフ師の認可による。〔*河野純徳著（キリシタン文化研究シリーズ 21）三八頁以降を参照〕

2. エ・ラゲ (E. Ragnet) 訳『我主イエズス・キリストの新約聖書』（明治四三年六月二八日出版、同年七月二日発行）『東京大司教出版認可。本書には「司教の個人名」は載っていない。当時はミューガビュール（ムガブール）師（1906 明治三九年東京大司教に就任、明治四三年五月二七日フランスに於いて逝去）と、後任者ボンヌ師（明治四四年五月一日に叙階式、同十一日東京築地教会において着座式を挙行）の交替時期に当たる故、恐らく後者の「出版認可」であろう。

* ちなみに、明治九年五月二日、それまでの日本代牧区（弘化三年～一八四六年設立、翌年一月六日、ローマ教皇グレゴリウス一六世はバリエ外国宣教会のフォルカード (Théodore A. Forcade) 師を初代日本教區長に任命した）は北緯聖會（代牧区）（横浜、オズーフ司教）と南緯聖會（代牧区）（大阪、プティジャン司教）に分割された。明治二一年三月二〇日、南緯代牧区を分割し中緯代牧区を設立、更に、明治二四年四月一七日、北緯代牧区を分割して函館代牧区を設立した。同年六月一五日、ローマ教皇レオ一三世は東京を大司教座として、オズーフ師を大司教に任命した。オズーフ師は在任中、多くの著書に認可を与えたが、その際『（北緯）日本聖會司教／東京大司教）伯多祿瑪利亞准／出版認可』を用いていた。猶、プティジャン師は『日本司教伯爾納鐸／べるなど／倍瑠儼慶努／准／免許』と記していた。

※ エ・ラゲ (E. Ragnet) 訳『ローマ聖書』WAGASHU IESUS KIRISUTO NO SHIN=YAKU SEISHO. 1910（明治四三年版）『東京大司教認可』

3. 光明社譯『舊約聖書』（昭和二九～三四年版）『札幌教區長認可』

4. バルバローデル・コル訳『口語訳旧新約聖書』（一九六四年版）『東京大司教・枢機卿土井辰雄認可』

5. フェデリコ・バルトロ訳『聖書・旧約新約』(昭和五五年版)④。の改訂版『東京大司教白柳誠一認可』。

6. 例外として、フランシスコ会聖書研究所訳『聖書―原文からの批判的口語訳―』をあげておこう。この訳業は、一九五八年一月二二日、当時の教皇庁公使バルテ大司教M・デ・フルステンベルグ師を通じてローマ(使徒座)からの要請と援助を受けて始められた。教皇ピオ一二世の回勅 *Divino afflante Spiritu* (『聖書研究の奨励に関する公文書。一九四三年九月三〇日発布』)の精神に則って行われているこの翻訳は、いわば初の規範版邦訳聖書の出版を目指すものである。(但し『新約聖書』1984、改訂初版『東京大司教白柳誠一認可』。旧約聖書『昭和六三年三月現在未完訳。分冊出版』)

②『聖教初學要理』出版一覽。一八六八『慶應四年版(長崎)』、一八六九『明治二年版』、『^刊聖教初學要理』一八七二『明治五年版(横濱)』、『聖教初學要理』信經之解一八七五『明治八年版(横濱)』、『聖教初學要理』一八七七『明治一〇年版(大阪?)』以上伯爾納鐸(Bernard T. Petitjean)准、一八七七『明治一〇年版(横濱)』、一八七八『十一年(3版)』、一八七九『明治一二年(4版)』、一八八〇『明治一三年(5版)』、一八八一『明治一四年(6版)』、一八八二『明治一五年(7版)』、『聖教要理』ト改題シテ、一八八五『明治一八年(8版)』以上伯多祿瑪利亞(Pierre M. Osoif)准。

③『ブティジャン師が、この書・『聖教初學要理』信經之解一八七五』明治八年版(横濱)の出版認可の為に、自分の名を草仮名で記した事実を、どう解釈すべきであろうか。当時の状況を考えると、これを単に美的感覚や印刷上の問題として看過する事は、筆者には出来ない。この点にこそ、日本キリスト教復活史上大きな役割を担っていた彼の宣教師魂・布教道が示唆されているのではなからうか。彼がいかに日本に於ける教会公用語の選択に腐心したか、また「適応」の仕方を、「潜伏時代」にも生き続けた「復活きりしたん達の宝」(きりしたんの用語と慣習)から学んだ彼の、「精神の柔軟性」を、我々は次ぎの諸書から伺い知る事が出来る。

※『ブチジャン司教書簡集』(浦川和三郎／山田雅子訳一九八六年純心女子短期大学・長崎地方文化史研究所編集)、

※ LA "RELIGION DE JÉSUS" (ASO JAKYŌ) RESSUSCITÉE AU JAPON. 1896 Paris (Francisque Marnas／久野桂一郎訳『日本キリスト教復活史』一九八五年)。

※ とりわけ、いわゆる「ブティジャン版」= Mission Press (復活教会のキリシタン版中、明治九年までの書を指す。これ以降のキリシタン版は「ド・ロー版」とよぶ。猶、印刷は両版共 Marc M. de Rotz 師による。) * これは一六・一七世紀にイエズス会によって印刷出版されたキリシタン版を「イエズス会版」= The Jesuit Press」と総称するのにたいするバリ外国宣教会版の呼称である。

④4. ⑦明治三十二年版*『公教要理』「使徒信經」定式文「公なる聖會（かとりか—せいくわい）」の改訳⑧明治三十八年版*『公教要理』三頁「使徒信經」定式文第九條「聖公會」は昭和十七年版『公教要理』二頁「使徒信經」定式文では「聖なる公教會」になる。この間、『公教要理』本文では*聖會・**公教會・天主公教會・カトリック教會・***教會・等を併用してきた。

※ 一九一六―大正五年初版、一九二三―大正十二年四月八日三版公教宣教師ラゲ(E. Raget)著『公教初歩説明』上、一六七頁「(註)使徒信經に、【聖公會を信ず】とあれば、是ぞ眞誠の教會の名稱と成るべきに、生憎新教の中の兼て本國(筆者注・ベルギー)で言ふ通り、監督教會と名づけて居ったものは其少數の人の主義によつて聖公會と言ふ名稱を偷んで【日本聖公會】と自稱する故、素からの教會を或は【聖會】例へば聖會の制令と言ふ時の如く、又専ら【公教會】天主公教會或はカトリック教會(カトリック)(Catholics はギリシャ語の公の意味)と名ける。」(原文のまま)は、些か穏やかさに欠ける点もあるが、この種の参考資料が数少ない現在、敢えて掲載する。猶、「監督教會」と「日本聖公會」の名稱については、海老沢有道著『維新変革期とキリスト教』四〇三頁(明治一八年資料の解説に)「英監督教會というのは聖公會のことで、……」。四三六頁注十一「……聖公會三派は一八八七―明治二〇年合同、日本聖公會創立第一回總會を開いた(『日本聖公會百年史』九九頁以下参照)」とある。

あとがき、〈刷新と適応〉を最重要課題とした第二ヴァティカン公会議の開催(A.D. 一九六二年一〇月―一九六五年一二月)から約四半世紀を経過したローマ・カトリック教會は、この間、『典礼』に関して、驚異的〈刷新〉を成し遂げた。これは、本公会議・第二会期に發布された『典礼憲章』(A.D. 一九六三年一二月四日)に依拠し、『典礼によって……、信者がキリストの秘義と眞の教會の本来の性格とを、生活をもつてあらわし、他の人々にも示すために大いに役立つもの』(同二項)となる事を希求した「躍動」であった。同憲章發布によって、ローマ・カトリック教會に属する「聖なる神の民」は、典礼生活における〈刷新と適応〉の「道」を持つに至ったのである。同憲章二二・三六・四〇・四八・五四の各条項は、典礼言語及びこれに関連する事項に当てられており、新たに『教會用(訳)語の選択・決定の歴史』を造って行く際の、「道しるべ」でもある。*“ΙΗΣΟΥΣ ΧΡΙΣΤΟΣ”に関する今回の決定も、この「歴史」に書き加えられるに適しい英断と言えよう。

*日本カトリック教会は「……『朗読聖書』における「主」の名の表記について……一九八七年一二月の臨時司教総会において、「朗読聖書」に「聖書 新共同訳」を採用する際は、カトリック教会も『イエス』を使用することになり……。『聖書と典礼』では、……（四旬節第一主日から）朗読聖書本文に限り『イエス』となる」旨、公式に発表した（年間第六主日のパンフレット『聖書と典礼』一三九九号・一九八八年二月一四日付・ヘオリエンス宗教研究所発行）参照。